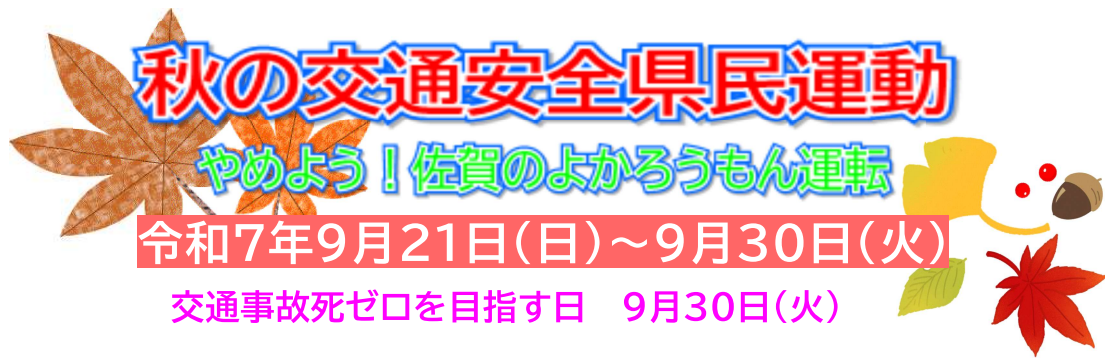




秋の交通安全県民運動は「やめよう！佐賀のよかろうもん運転」をスローガンに、9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間実施されます。

運動の重点は、

- 重点1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- 重点2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 重点3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

となっています。

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣類等の着用促進

○ 歩行者の交通ルール遵守等の徹底

歩行者も、走行車両の直前直後の横断や横断歩道外横断等は、法令違反になる場合があります。横断歩道が近くにあるところでは、横断歩道を渡るなど、基本的な交通ルールを守りましょう。また、道路を横断する際は、「手を上げる」「ドライバーに顔を向ける」などの『ハンドサイン』でドライバーに道路横断の意思表示をしましょう。



○ 反射材用品等の着用

夕暮れ時等の薄暗い時間帯は、視認性が低下するため、ドライバーから歩行者の姿が見えにくくなります。

外出する時は

- ・ 反射タスキなどの反射材用品を身に付ける
- ・ LEDライトなどの照明器具を活用する
- ・ 白色や黄色などの明るい目立つ色の服を着用する

などして、周りに自分の存在を知らせましょう。



2 ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

○ ながらスマホの根絶

全国的に、運転中のスマートフォン等の通話や画像の注視（携帯電話使用等）による死亡・重傷事故が増加しています。佐賀県では、追突事故が全事故の約4割を占めています。交通事故の原因の多くは、前方不注意等であり、運転への集中を欠いた状態での運転は、危険を見落とす大きな要因になります。



○ 飲酒運転の根絶

依然として、飲酒運転による交通事故は後を絶ちません。地域全体で「**飲酒運転し(四)ない運動**」に取り組み、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転し(四)ない運動

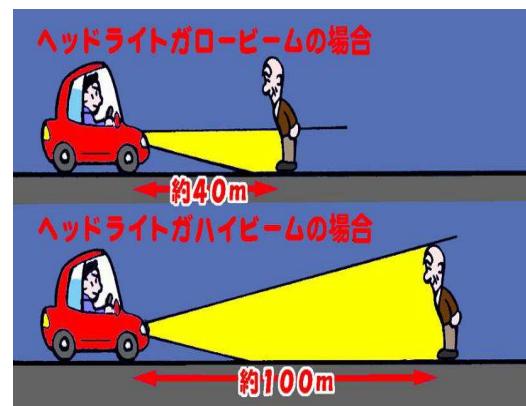
- 運転するなら酒を飲まない
- 酒を飲んだら運転しない
- 運転する人に酒をすすめない
- 酒を飲んだ人に運転をさせない



○ 夕暮れ時以降の交通事故防止

夕暮れ時は、早めのライト（前照灯）点灯を心がけましょう。また、ライトは、前車・対向車がいる場合を除き、原則ハイビーム（上向き）で運転しましょう。

ハイビーム（上向き）は、ロービーム（下向き）より2倍以上遠くのものを確認することができます。



○ 改正道路交通法

昨年11月に、自転車の危険な運転「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」に対する罰則が整備されました。「ながらスマホ」は手で保持して、通話するだけでなく、画面を注視する行為も対象となります。お酒を飲んで自転車を

運転すると飲酒運転となります。

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

○ 交通ルールの遵守

自転車は、身近で便利な交通手段ですが、被害者のみならず、加害者になる可能性もあり、車と自転車の事故では、自転車側に左右の安全不確認などの法令違反がある

場合が目立ちます。交通事故の当事者にならないために、「**自転車安全利用五則**」等の交通ルールを守って、安全に自転車を利用してください。

なお、特定小型原動機付自転車は、免許はいりませんが、**運転ができるのは16歳以上**です。特定小型原動機付自転車も、原付バイクや自転車と同じ「車」の仲間です。購入の際や運転する前に、交通ルールと手続きをしっかりと確認しましょう。

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



◎ 特定小型原動機付自転車の主なルール

① 車道通行の原則

原則、車道を通行しなければなりません。また、道路左側端を通行し、右側を通行してはいけません。

② 右折の方法

交差点は、「二段階右折」をしなければなりません。また、後方確認とウインカーでの合図が必要です。

③ 信号や標識に従う義務

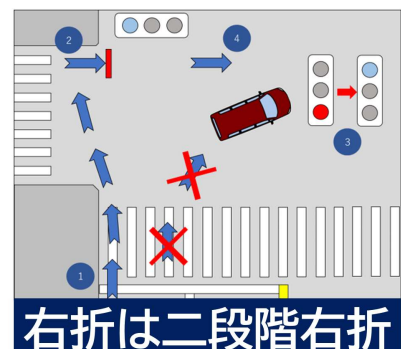
信号機や一時停止等の規制に従わなければなりません。

④ その他のルール

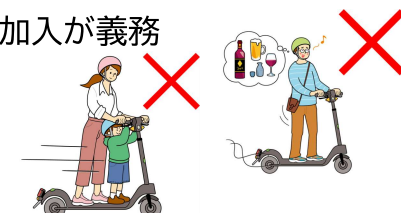
- ・ 飲酒運転の禁止
- ・ 二人乗りの禁止
- ・ スマートフォン等での通話や画面を注視しながらの運転の禁止
- ・ 各自治体が交付するナンバープレートの取付けが必要
- ・ 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入が義務
- ・ 乗車用ヘルメットの着用(努力義務)
- ・ 交通事故は必ず通報(110番)



車道の左端を通行



右折は二段階右折



○ 自転車等ヘルメット着用の徹底

自転車や特定小型原動機付自転車を利用する方は、ヘルメット着用が努力義務となっています。全国での自転車事故のヘルメット非着用時の重傷・死亡率は、着用時と比べて約**1.7倍**となっており、ヘルメット着用は大きな被害軽減効果が期待できます。万が一の交通事故から頭部を守るためにヘルメットを着用しましょう。

